調達管理番号・案件名
26a00661_アフリカ地域(広域)Nature-based Solutionsを通じた気候変動適応策にかかる情報収集確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式－ランプサム型))

質問と回答は以下のとおりです。

2026/10/1

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	3	第1章4. 資料の配布	P3第1章4. に提供資料として、第3章技術提案書作成要領に記載の配布資料、とあります。また、P26第3章1. (5)配布資料には、1)JICA 地球環境部 森林・自然環境グループ主管や他部署主管の、ASALsにおける過去案件の、非公開資料、について「契約締結後、最新関連資料を提供予定」との記載があります。この非公開資料の入手方法についてお知らせください。 また、2)公開資料は「JICA 地球環境部 森林・自然環境グループ主管の過去案件資料はJICA図書館HP、JICAのHPからご確認ください。」と記載がありますが、JICA図書館内で公開されていない過去案件資料(JICA図書館で報告書は公開されていても、付属資料が公開されていない場合など)の配布はされないのでしょうか？	非公開資料については、契約締結後、主管部から提供予定です。 公開過去案件資料については、図書館等公開されている資料をご確認ください。実施済み案件の報告書添付資料まで詳細にご確認頂くことは想定しておりません。
2	11	第2条 調査の目的と範囲	「ケニアについては、ASALsにおける干ばつ・洪水等の災害への対処を念頭に、生態系に基づく適応(EbA)を軸としたNbSをGCFの資金を活用して推進することを見据え、JICAが行うコンセプトノート作成及びPPF申請に必要となる基礎情報を収集・分析・整理する。」との記載がありますが、本業務の中でコンセプトノートまで作成を行う必要があるのでしょうか？	JICAによりコンセプトノート作成を先行して行いますが、本調査を通じて得られた情報・データやそれを踏まえた協力構想の精緻化につき、同コンセプトノートへ反映いただくことを想定しています。 ※ GCF事務局及びケニア政府との関連協議の進捗によっては、コンセプトノートのドラフトゼロ時に調査結果を反映いただくなど、コンセプトノート含めたPPF申請書の作成のあり方が変わる可能性があることにご留意願います。
3	11	第2条「調査の目的と範囲」ケニア	GCF案件形成について、本業務ではどの程度の熟度まで案件案を具体化することを想定しているか、ご教示ください。特に、GCFへのConcept Note等の提出を念頭に置いた案件形成を想定しているかについてご教示ください。	本調査を通じてProject Preparation Facility (PPF)申請を行う想定であり、その条件としてコンセプトノート提出もGCFより義務付けられていることから、上述の通りJICAにて先行してコンセプトノート作成を進めそこへ本調査から得られた情報を反映・アップデートいただく想定です。 ※ GCF事務局及びケニア政府との関連協議の進捗によっては、コンセプトノートのドラフトゼロ時に調査結果を反映いただくなど、コンセプトノート含めたPPF申請書の作成のあり方が変わる可能性があることにご留意願います。
4	14	(2)現地調査　ケニア	ケニアGCFについて、現時点で想定しているAE候補は貴機構(JICA)であるという回答がプレ公示時の質問に御座いました。こちらについて、変更は御座いませんか？	変更はございません。
5	14	第4条 調査の内容 (2)現地調査　ケニア	「本調査ではGCF本体案件の詳細設計は行わず、PPF段階で必要となる追加調査・設計事項を整理する。」とありますが、案件形成に向けた方向性・基本的考え方の整理する程度との理解でよろしでしょうか？	上記質問2及び3の回答をご確認ください。PPF申請に必要な情報及び案件コンセプトを整えるとともに、その根拠となるデータを整理することを目的としています。
6	17	第4条 調査の内容 (2)現地調査　マラウイ	「技術協力としての協力案」で整理すべき情報の範囲を教えてください。	調査を通じて複数(3つ程度)の協力案につき、案件概要表(和・英)に沿った整理をいただく想定です。
7	26	P26.(4)現地再委託 以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。 ケニアASALsにおける、JICAの実施済みFFSの実績、現状、good practicesや教訓等、また他組織により実施されたASALsにおけるFFS、PFS、短期研修の実施内容、現状、教訓や課題については、机上文献調査だけでは不十分のため、現地踏査にて関係者や農家等を訪問し、情報収集を行うことを想定しており、当該活動については、現地再委託を認めます。 P28. (2)別見積 以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2)提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。 ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの	業務指示書で書かれたように、現地再委託調査を行う場合、その経費については、別見積もりとさせていただくという理解でよろしかったでしょうか。というのも、本件は価格評価が入っており、現地再委託の有無、また、その設定額で大きく見積価格が変わるだろうためです。より詳細な調査を提案した者が価格的に不利になるということは避けたく存じます。 また上記別見積もりの場合、当然、必要と思われる日数や規模感での再委託の予算額を当社で計算しますが、もし、貴機構で再委託を行う場合の予算の目安があるようでしたら概算額をお教えいただけますと幸いです。その額も加味した形での調査日数・規模等に適宜調整したいと思いますので。	該当金額は予定価格に含まれています。 再委託の要否を含め、当該調査を実施するために必要な経費について、適宜、本見積に含めてお見積りください。 ケニア ASALsにおける、JICA の実施済み FFS の実績、現状、good practices や教訓等、また他組織により実施されたASALsにおけるFFS、PFS、短期研修の実施内容、現状、教訓や課題について、当方が想定している業務量、内容を以下の通り補足させていただきます。 ①再委託の投入量の想定 ローカルコンサルタント(技術)について、計4人月程度の配置を想定する。移動費、通信費、日当・宿泊費等を含む。 ② 再委託調査の内容に関する補足 1. アグロフォレストリーFFS、PFS及びPESについて、デスクレビュー、現地踏査及びインタビューを通じて調査し、Good practicesをそれぞれ3件以上、合計9件以上示してください。Good practicesについては、普及の結果として、具体的にどこで、誰が、どのような取組を継続しているか、また、その取組によりどのような具体的な効果が生じているかを確認し、適用条件及び教訓を抽出してください。なお、調査対象事業には半乾燥地域及び乾燥地域のJICAの既往案件を含み、加えてIUCNがGCF資金により実施中のTWENDE案件を中心とする類似案件も含めてください。
8	26	第3章1. (4)	P26では、現地再委託を「認めます」と記載されている一方、P24の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」No.1では、ケニアにおける再委託調査の実施方針を提示することが求められています。この記載を踏まえると、本業務では、現地再委託調査を実施することが必須であり、再委託を行うことを前提として技術提案書及び入札価格を作成するとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、現地再委託調査を実施するか否かについては、競争参加者の提案に委ねられるとの理解でしょうか。 また、本案件については定額計上がないことから、現地再委託調査に係る費用は、競争参加者が積算の上、入札価格に含めるものと理解しています。 現地再委託調査の実施が必須である場合、適切な積算及び競争参加者間の競争条件の公平性を確保する観点から、以下について、貴機構の想定があればご教示ください。 ・現地再委託調査に係る想定価格帯又は積算上の目安 ・想定する作業規模及び投入量(人工数、調査日数等) ・想定する調査対象地域又はサイトの数 ・現地関係機関、普及関係者、農家・農牧世帯、牧畜世帯等に対するヒアリングの想定対象数 ・その他、再委託調査の積算に当たり前提とすべき条件 なお、現時点で具体的な数量等を想定されていない場合は、定額計上として設定頂くことも踏まえてご検討お願い致します。	同上
9	0	0	プレ公示の＜業務従事者の専門性＞では、環境再生型農業と記載されておりましたが、公示文書では環境再生型農業に係る記載がありません。これは、環境再生型農業(土壌保全等)のアプローチより森林に係るアプローチに重きを置くことを想定しているということでしょうか。介入オプションは広く農業分野も想定されているのでしょうか。	今回の公示は、森林、流域、農地、レンジランド等を相互に関連するランドスケープとして捉え、気候変動適応及び生態系の保全・回復に資する介入を検討するものであり、その方策の一つとして環境再生型農業は重要な要素となると考えています。また、ASALsを一様に扱うのではなく、Arid地域やSemi-Arid地域における気候リスク、生態系、生計及び土地・水・植生資源の利用形態の違いを踏まえ、それぞれの地域で実現可能かつ有効な介入を検討します。具体的な介入は、森林又は農業という分野区分のみで優先順位を決めるのではなく、地域特性、適応効果、成立条件、持続可能性及びGCF案件としての妥当性等に基づき、必要に応じて組み合わせた介入パッケージとして整理することを想定しています。
10	0	0	ケニアにおけるGCF活用については、JICA経済開発部を中心に農業・農村開発分野においても関連する検討が進められていると理解しています。本業務のプロポーザル作成に当たり、当該検討との関係で特に考慮すべき事項があればご教示ください。	ご照会の事項について、プロポーザル作成時点で特に考慮が必要な事項はございません。契約締結後に、農業・農村開発分野を含む専門的な確認やJICA内の調整が必要な場合は、主管部が関係部署と必要な連携・調整を行います。
11	0	0		質問回答について、上記の質問番号9及び10の2件に掲載漏れが判明したため、質問回答を差し替えました。 これに伴い、入札書(電子入札システムへ送信)、別見積書及び技術提案書の提出期限を以下のとおり変更します。 なお、その他のスケジュールについては、公示に記載の内容から変更ありません。 入札書(電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出期限 変更前：2026年10月2日(金)12時まで 変更後：2026年10月9日(金)17時まで